

パートナーシップ制度の北見市と高知市の主な違い		
北見市		高知市
一方または双方が性的少数者。当事者の自己申告必要	性に関する要件	すべての性が対象。当事者の自己申告不要
一方または双方が市民、一方または双方が市内への転入を予定	居住地の要件	双方が市民
対象になる	養子縁組	対象にならない
あり	子に関する記載	なし

※北見、高知両市への取材を基に作成

## ジェンダーを みつめて

性的少数者らのカップルを婚姻相当と認めるパートナーシップ制度を巡り、都道府県をまたいだ自治体間連携の難しさが浮き彫りとなっている。北見市は、姉妹都市の高知市との連携を模索中で、転出入時などの当事者の負担を減らしたい考え。連携が実現すれば道内初の事例になるとみられるが、対象者の要件など制度設計の違いなどが障壁となっている。

## パートナーシップ制度

# 道県またぐ自治体間連携に壁



北見市パートナーシップ宣誓制度を担当する市民生活課の窓口。高知市との制度連携を模索している

## 北見・高知市 要件などの違い 調整進める

「当事者の負担軽減がされるよう、手続きの簡素化などについて高知市と協議したい」。北見市長は、6月の定例北見市議会での答弁で、高知市とのパートナーシップの両方またはどちらか

トナーシップ制度の連携に強い意欲を示した。北見市は、昨年4月に「パートナーシップ宣誓制度」を創設。

道内で同様の制度を導入した市は8市あり、北見市は札幌、苫小牧など6市と協定を結び連携が進んでいる。自治体間連携が実現すると、当事者が転出入する際などの手続きが簡略になる。

北海道新聞の7月の調べで、8市のうち、現時点で道外自治体との連携を具体的に考えているとしたのは、北見市だけだった。高知市は、2021年2月に「パートナーシップ登録制度」を導入した。今年7月末時点で17組が登録。高知県内ではこれまでに6市町が制度を導入済みという。北見の制度が性的マイノリティーの人を主な対象とするのに対し、高知市の制度では対象がより広い。

居住地の要件は、どちらか一方が市民であればよいとする北見に対し、高知は2人とも市民であることを求めている。連携に向けた両市間の調整は5月から続いているが、担当の高知市人権同和・男女共同参画課は「制度内容が大きく違うので、どこまで擦り合わせができるかは未知数」、北見市市民生活課も「部分的に連携できるところを抜き出す折衷案も一つの選択肢」と、調整の難しさに直面している。

現場担当者からは「立法措置や、国や道による広域的な取りまとめがあればスムーズなのに」と漏らす声も聞かれる。行政の多様性施策に詳しい日本大学大学院の鈴木秀洋教授（行政法）は、パートナーシップ制度の自治体間連携を進める意義について「この制度は、自治体ごとの公証としての法的意味を持つ。自治体をまたいだ証明は新しい取り組みだ」と評価する。さらに姉妹都市間での連携については「双方の住民が持つ利益の向上につながる。その調整過程を積極的に開示し、前向きに行っていくべきだ」と話す。

（山田健裕）